

査読委員会に関する規程

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人大阪府理学療法士会生涯学習センター（以下「センター」という）が開催する大阪府理学療法学会（以下「学会」という）において組織される査読委員会（以下「委員会」という）の構成や任務等について定めるものである。本規定により、学会における演題査読ならびに発表演題の水準を保ち円滑な運営を図ることを目的とする。

(任務)

第2条 委員会は、学会準備委員会より委託を受け、学会に登録（投稿）された演題の査読に関する業の責任を負う。委員会の任務は、以下の通りとする。

- (1) 演題数に合わせて査読者の選定
- (2) 査読者への査読依頼
- (3) 査読結果の最終審査
- (4) 学会準備委員会への査読結果の報告
- (5) その他、演題の査読手続きに関する取り決め

(組織・構成)

第3条 委員会は、センター第2条1項に基づき、学会の下位組織として位置付けられる。

- 2 委員会は、委員長および副委員長を含む5名で構成される。
- 3 委員長は、委員会を統括するとともに、会議の議長を務め、委員会の付議事項およびその他必要な事項を処理する。
- 4 委員長は委員の中より副委員長を指名できる。委員長に事故あるときは、副委員長がこれを代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の委員に欠員が生じた際は、その都度補充する。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(定足数、成立)

第5条 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立するものとする。

- 2 審査の判定は、出席委員全員の合意を原則とする。
- 3 全員の合意が得られないときは、出席委員の3分の2以上の合意をもって決し、少数意見

を報告書に付記する。

(守秘義務)

第6条 委員は、委員会で知り得た査読や審査等の情報について、業務に従事しなくなった後も含め秘密を厳守しなければならない。

(雑則)

- 1 本規則で述べる査読者とは、大阪府理学療法士会会員で日本理学療法士学会の定める認定資格保持者（認定理学療法士、専門理学療法士）やそれに相当する資格を有する等の一定の条件を満たし、自然科学研究に通ずる者である。
- 2 査読に係る規定（査読規定）については、別途定める。

(附則)

- 1 本規定は、令和4年4月1日より施行する。
- 2 本規定の改廃は、センター理事会の決議による。